判事補兼簡易裁判所判事　都築　玲子
さいたま地方裁判所判事補に補する
さいたま地方裁判所川越支部勤務を命ずる
兼ねてさいたま家庭裁判所川越支部判事補に補する
さいたま家庭裁判所川越支部勤務を命ずる
川越簡易裁判所判事に補する（十二月十六日）
簡易裁判所判事　的場　純男
吹田簡易裁判所判事に補する
吹田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
和歌山地方裁判所判事兼和歌山家庭裁判所判事　藤下　健
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・川越簡易裁判所判事　中村也寸志
和歌山地方裁判所判事に補する
和歌山地方裁判所長を命ずる
兼ねて和歌山家庭裁判所判事に補する
和歌山家庭裁判所長を命ずる
和歌山簡易裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事　高野　輝久
さいたま地方裁判所川越支部勤務を命ずる
さいたま地方裁判所川越支部長を命ずる
さいたま家庭裁判所川越支部勤務を命ずる
さいたま家庭裁判所川越支部長を命ずる
川越簡易裁判所判事に補する
川越簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　松村　徹
さいたま地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　鈴木　正紀
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事　久保　隆俊
尼崎簡易裁判所判事に補する
吹田簡易裁判所判事　井野口　攝
大阪簡易裁判所判事に補する（以上十二月十九日）

○定年退官
判事中村哲は十二月十八日限り定年退官
簡易裁判所判事湯川哲嗣は十二月十八日限り定年退官

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 28 日

金融庁長官　森　　信親

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

エヌピーイーシー・アジア・ピーイーエフ・ツー・リミテッド・パートナーシップの業務執行組合員等である

名称　アジア・ピーイーエフ・ツー・ジーピー・リミテッド

住所　ケイマン諸島、ＫＹ１―1104、グランドケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　あすか信用組合
　　住所　東京都新宿区歌舞伎町二丁目32番９号

⑵　名称　株式会社ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ
　　住所　東京都中央区京橋２―14―１　兼松ビルデング９階

⑶　名称　みなとキャピタルホールディングス株式会社
　　住所　東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー

⑷　名称　ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社
　　住所　東京都中央区新川二丁目27番２号

⑸　名称　株式会社ＭＡプラットフォーム
　　住所　東京都港区虎ノ門２―３―17

⑹　名称　株式会社ブロードバンドタワー
　　住所　東京都千代田区内幸町一丁目３番２号　内幸町東急ビル

⑺　名称　株式会社マネースクウェアＨＤ
　　住所　東京都港区赤坂九丁目７番１号

⑻　名称　公益財団法人教科書研究センター
　　住所　東京都江東区千石一丁目９番28号

⑼　名称　清水地所株式会社
　　住所　東京都中央区京橋二丁目17番４号

⑽　名称　ダイビル株式会社
　　住所　大阪府大阪市北区中之島三丁目６番32号

⑾　名称　ユナイテッド株式会社
　　住所　東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号

⑿　名称　エイト・ローズ・ホールディングス・リミテッド
　　住所　英領バミューダ、HM19、ハミルトン、クロウ・レーン、ペンブロク・ホール

⒀　名称　シーエルエスエー・インベストメント・ホールディングス・リミテッド
　　住所　香港、クイーンズウェイ88、ワン・パシフィック・プレイス18階

⒁　名称　シーピーエー17　アジア　ホールディングス　エルエルシー
　　住所　アメリカ合衆国　10020　ニューヨーク州　ニューヨーク市　50　ロックフェラープラザ２階

⒂　名称　黒越　誠治
　　住所　兵庫県西宮市松下町５番９―202号

⒃　名称　松下　弘幸
　　住所　410　カザドレーン　＃３　サンクレメンテ　カリフォルニア　92672　米国

⒄　名称　デイビッド・マイケル・ディピエトロ
　　住所　10　チッテンデンレーン、オーウィングズミルズ、メリーランド、21117、アメリカ合衆国

⒅　名称　スティッチング・デポジタリー・ピージージーエム・プライベート・リアル・エステート・ファンド
　　住所　ノードウェグ・ノード　150、3704　ＪＧ　ザイスト、オランダ王国

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成29年１月１日から平成30年12月31日まで

有権者申出方

元当局所属公証人仲田章の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 28 年 12 月 28 日　　東京法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 28 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

１　処分をした年月日　平成28年12月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日起建設株式会社　本多　　亘　愛知県愛西市山路町野方149番地７　国土交通大臣許可（特―27）第4642号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年11月22日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 28 日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉